

# 農業委員会だより



2016.3 No.21

## 目次

■農業委員会活動情報	2
■農業委員会法改正について	3
■農業者年金	3
■農振農用地変更について	4
■全国農業新聞	4
■横手市農地賃借料情報	5
■第10回横手食育見聞録 作文・図画コンクール＝最優秀賞作品＝	6
■編集後記	6

## 甘さぎっしり 雪の下にんじんの収穫

3月上旬、横手市平鹿町浅舞の農事組合法人「豊前」の雪の下にんじんの収穫作業。作付面積は1畝、ショベルカーで雪を寄せ、手で掘り出す作業は雪消えまで続きます。一定温度の雪の中では、新鮮さを保つことができ、糖度や旨味、やわらかさが増すため、生で食べられるのが特徴。地元スーパーなどで販売され人気となっており、仲間とともにさらなる品質向上に力を注いでいます。





# 農業委員会活動情報

食と農業をテーマに10回目

## 横手食育見聞録 作文・図画コンクール

農業委員会では、食について考える習慣を身につけ、生涯を通じた健全な食生活の実現に向け、9名の委員による食農教育推進委員会を設置し、食農教育の推進に努めています。

子どもたちが普段農業について感じていること、農業体験を通じて得たこ



となどを表現してもらおうと今年度も「横手食育見聞録作文・図画コンクール」を開催しました。10回目となるこのコンクールには、市内の小学5年生から作文200作品、図画405作品の応募があり、2月24日に審査、3月4日に表彰式を行いました。

審査結果をお知らせします。最優秀賞作品については6ページに掲載しています。

### 作文の部

#### ★最優秀賞

植田小学校 5年 梅津輝春さん

#### ★優秀賞

雄物川小学校 5年 佐々木優希さん

雄物川小学校 5年 齋藤萌々香さん

雄物川小学校 5年 高橋流空さん

旭小学校 5年 照井京さん

増田小学校 5年 齋藤凜さん

### 図画の部

#### ★最優秀賞

雄物川小学校 5年 塩田莉奈さん

#### ★優秀賞

雄物川小学校 5年 宮田愛芽さん

雄物川小学校 5年 小野陽清さん

横手南小学校 5年 大友えりかさん

旭小学校 5年 高橋篤希さん

旭小学校 5年 佐藤榛南さん

### 改正農業委員会法を学ぶ

## 農業委員研修会

1月29日、農業委員研修会を開催しました。

秋田県農業会議の方を講師に、農業委員会法の改正について学びました。

改正農業委員会法では、農業委員の選任方法が選挙による公選制から市町村長による任命制に変わります。また、農地利用の最適化の推進が農業委員会の業務として強化されることに伴い農地利用最適化推進委員が新設されるなど、改正の主な内容について学びまし



た。改正法の施行は4月1日ですが、横手市では現委員の任期満了後の平成30年4月1日から新たな組織体制へ移行となります。それに向けて必要な手続きやスケジュールについての説明もありました。

また、農地中間管理機構への貸付けなど農地利用の効率化を図るための課税の強化・軽減策についても学びました。

ポイント 農業委員会法改正

# ここが変わる！農業委員会制度

農業委員会等に関する法律の改正が行われ、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日から施行されます。改正の主な内容をお知らせします。

農地利用の最適化が  
必須業務に

委員の選任方法が  
公選制から任命制に

農業委員会の業務について、農地法等に基づく許認可事務だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組む「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となりました。

農業委員の選任方法が、公職選挙法によるものから市町村長が議会の同意を得て選任する方法に変わります。市町村長は、地域の農業者等に委員候補者の推薦を求め、公簿も行います。また、農業委員の過半は認定農業者

であること、利害関係のない者を含めることが求められます。

改正法の公布後、現行制度に基づく選挙は行わないこととなるため、農業委員会委員選挙人名簿作成のための選挙人名簿登録申請書の提出は不要となりました。

平成28年4月1日の法律施行の際に在任する農業委員は、任期満了の日までとなり、横手市の委員は平成30年3月31日までの任期となります。



## 農家のための積立年金 農業者年金

～豊かな老後生活のために～

### 加入のための要件

国民年金  
第1号  
被保険者

国民年金保険料  
納付免除者を除く

60歳未満

年間  
60日以上  
農業に従事

### 農業者年金のメリット

#### 保険料の額を自由に選択

月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

#### 税制面で大きな優遇措置

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

#### 終身年金で80歳までの保証付き

80歳前に亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金が支給されます。

#### 農業の担い手には手厚い政策支援

認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

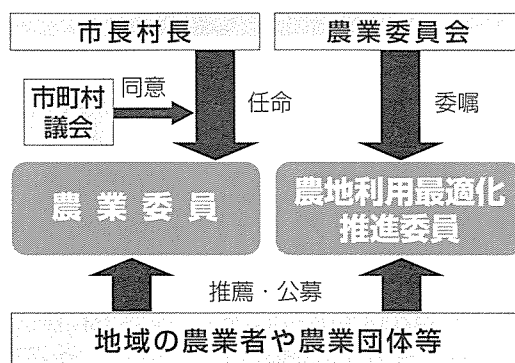
農業者年金への加入申込みやお問い合わせは、お近くのJAまたは農業委員会へ

## 農地利用最適化推進委員 を新設

農地の最適化の推進を強化するため、農地利用最適化推進委員が新たに設置されることになりました。

推進委員は、農業委員会が定めた区域ごとに、農業者等からの推薦や募集を経て、農業委員会が委嘱します。農業委員とともに、耕作放棄地の防止・解消に向けたパトロールや所有者への働きかけ、農地の出し手や借り手の掘り起し、農地中間管理機構との連携など、農地の確保と利用調整のための活動を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



# 農地で住宅や農作業小屋建築などを行う場合の手続きについて

市が定める計画（農振計画）で農用地域とされている土地に家や農作業小屋を建てたり、農地以外の目的に利用しようとする場合、次のとおり農振計画を変更するための手続きが必要となります。

今年度は農振計画の見直し作業のため、手続きできる時期や期間が通常の年と異なりますのでご注意ください。

## 1) 平成29年度に農用地域内の土地で住宅建築などを行う場合

農用地域から外すこと（農振除外）を市に申出する必要があります。

平成29年度上半期に住宅建築などを行うため農振除外が必要な場合は、次のとおり申出を受け付けます。

◆受付場所：各地域局地域課産業建設係（横手地域は市農林部農業振興課）

◆申出期限：4月28日（木）

◆計画変更日：平成29年3月下旬（予定）

※これ以前に除外するための申出については、平成27年度に受付を終了しています。

※内容により除外できない場合があります。

## 2) 平成28年度に農用地域内の土地で農作業小屋などの建築を行う場合

農地転用が必要な農業用施設（農作業小屋、農機具格納庫など）を建てようとする場合は、用途の変更（軽微変更）を市に申出する必要があります。

平成28年度中に農作業小屋などの建築を行うため軽微変更が必要な場合は、次のとおり申出を受け付けます。

◆受付場所：各地域局地域課産業建設係（横手地域は市農林部農業振興課）

◆申出期限：7月29日（金）

※ただし、4月上旬から5月末までの2か月間程度は受付を中断する予定です。

◆計画変更日：随時

【問合せ】市農林部農業振興課（県平鹿地域振興局内）TEL32-2112



週刊 月4回金曜日発行  
購読料：月700円(税込)

全国農業新聞を読んでみませんか！

1週間分の農業・農政の動きをわかりやすく  
充実した経営情報と流通の現場情報をお届け  
地域の身近な話題や生活に役立つ情報も掲載

購読の申し込みは  
各地域局地域課産業建設係または農業委員会事務局へ

# 横手市 農地賃借料情報

平成21年の農地法の改正に伴い、これまでの標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地の賃貸借契約時の賃借料を情報提供するものです。  
昨年(平成27年1月から12月まで)締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

(10a当たり)

地域	平均額	(田)	(畑)	総データ数
横手	12,209円 最高額 22,000円 最低額 5,000円	12,250円	9,448円	2,312
増田	13,203円 最高額 19,000円 最低額 5,000円	13,393円	7,830円	163
平鹿	15,248円 最高額 22,000円 最低額 1,000円	15,263円	13,432円	1,114
雄物川	17,110円 最高額 22,000円 最低額 4,000円	17,185円	9,817円	293
大森	16,014円 最高額 24,000円 最低額 5,000円	16,296円	7,029円	372
十文字	16,060円 最高額 25,000円 最低額 5,000円	16,056円	16,295円	457
山内	10,504円 最高額 15,000円 最低額 1,000円	11,391円	1,000円	18
大雄	16,577円 最高額 25,000円 最低額 5,000円	16,594円	15,677円	166
(参考)全地域平均	14,540円 (加重平均)			4,895

- ※ データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※ 平均額は、データ数による加重平均です。

農地の貸し借りをを行う場合は、この賃借料情報を参考に当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。





**第10回**  
**食育見聞録**  
**作文・図画コンクール**



**作文部**  
**最優秀賞作品**



植田小学校  
 梅津 輝春さん

**祖父と父の思い**

ぼくの家は、農家だ。父、母、祖父、祖母、みんなで農業をしている。作っているものは、米ときゅうり。特に力を入れてさいばいしているのはきゅうりだ。

きゅうりは、ハウスで育てている。きゅうりは、天候に左右される作物なので、ハウスで育てると、安定して収かくできると父が言っていた。ぼくも、きゅうりのさいばいを手伝っている。ぼくが手伝うのは、収

かから出荷までだ。実をつけるまでの作業は、きゅうりの収かく量に大きくえいきょうするので、主に祖父と父が担当している。

ぼくがやるのは、きゅうりをハサミでつるから切つて、袋づめにし箱に入れる作業だ。軽トラに積んで農協に出荷するときは、ぼくも一緒に行く。「たくさん売れたらいいな。」「どんな人が買つてた、べるんだろ。」と、その時は思う。ぼくの家のきゅうりはおいしいので、みんなに食べしてほしい。

ぼくの父は香川県出身だ。ぼくは、父に、なぜ農業をやるようになったのか、聞いてみた。

父が農業を始めたきっかけは、祖父から、「後をついでほしい。」と言われたことだそう。それまでは、会社につとめていた父だが、祖父の農業にかける思いを知り、それを受けつこうと決めたそう。

父は、農業を始めて三年目。まだまだ勉強中で、分からないこともたくさんあるそう。でも、祖父が築いてきた規模と、農業に対する熱い思いを、自分の世代で無にしたくないと思ったそう。そして祖父に早

く一人前としてみとめてもらいたいと言っていた。

ぼくは、家族みんなで仕事をする農業が好きだ。家族の絆が深まるような気がするからだ。ぼくも将来は、祖父と父の思いをついで、農業をするつもりだ。おいしい米やきゅうりを作り、全国の人に食べてもらいたい。

**編集後記**

横手の小正月行事と言えば、かまくらです。近年は大雪が続きましたが、今年は積雪が少なかったものの、イベントは無事に終了しました。

私はボランティアで雄物川町のかまくらに参加しています。スタッフの皆さんの昼食作りです。定番のカレーや豚汁がメインですが、欠かせないのが漬け物です。みんなが持ち寄ると、すぐにレシピ交換が始まります。「来年同じ漬け物ばかりだったりして」なんて冗談を言ったりしています。

長い冬を終え、春を迎えるため、かまくらの水神様に五穀豊穣を願うばかりです。

農政情報策定委員  
 雄物川地区 木村 由美子



すいか畑で食べている私とすいか

**図画部**  
**最優秀賞作品**



雄物川小学校  
 塩田 莉奈さん